

い い な ん ち ょ う ち く か っ せ い か け い か く
飯南町地区活性化計画

島根県飯南町

平成19年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	飯南町地区活性化計画			地区名	飯南町地区	計画期間	平成19年度～平成21年度
都道府県名	島根県	市町村名	飯南町				

目 標 :

地域の里山資源を生かした人の体と心の癒しを視点とした新たな産業の創出、農林業体験を通じた交流を実現し、交流から定住へと結びつけることによって人口減少や高齢化の進行を極力抑え、地域の活力を取り戻すことを目的とする。

具体的な数値目標として、都市農山村交流施設における現在の滞在者数約598,000人から約614,000人(約2.70%)への増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

本町は、島根県と広島県との県境、島根県の南側の玄関に位置し、東西32km、南北32km、総面積242.84km²である。また、中国山地の背梁部に位置し、北西には大山隠岐国立公園三瓶山、東には大万木山など標高1,000m前後の山々に囲まれ、平地でも400m～500mの山間高冷地である。町土の91.32% (221.75km²) は山林・原野等が占めており、田は5.62% (13.65km²)、畑は0.83% (2.02km²)、宅地は0.70% (1.69km²) となっている。女亀山を源流とする神戸川をはじめ、山林からの清流は斐伊川、江の川へ注ぎ、その流域に耕地が広がり集落が点在している。この山間高冷地の気象条件から、県下一の良質米の産地として知られている。

本町の基幹産業は農林業であり、中でも水稻を中心に肉用牛又は乳用牛、メロン、ホウレン草などの施設園芸、花卉及びヤマトイモなどを加えた経営の農業が主となっている。しかし、農業の地域基幹産業としての生産額や従事者数の占める割合は低下しつつあり、若年層は他産業へ流出し担い手はほとんど高齢者によって占められ、後継者不足やそれに伴う経営耕地面積減少の懸念は深刻な問題となっている。

江戸時代には、出雲、石見、備後の三国にまたがる陰陽交通の要衝として、大森銀山からの幕府の銀の輸送や石見から備後へ魚類等の輸送が盛んに行われるなど、陰陽を結ぶ街道の宿場町として栄え、現在も陰陽の幹線である国道54号が縦断し、県西部への主要地方道や県道の分岐点となっている。そのため、出雲地域とは異なり、ワニ料理やしば餅など石見、備後の食文化や方言などが混在する地域である。

現状と課題

本活性化区域内では、道路交通網の整備、農林業の生産基盤の整備、保健・福祉施設の整備、情報通信網の整備などの住民生活に密着した整備を促進してきた。この地区内では、交流活動として伊丹市との姉妹都市提携や近畿・広島出身者会の設立により物販交流、各種スポーツ交流をはじめ、農作業体験、ぼたんまつりやりんご狩りなどによる交流が行われている。また、滞在型市民農園「志都の里クラインガルテン」を整備し、都市との交流、定住促進を進めてきた。

新たに交流の核とする森林セラピーはこれからの多面的なプログラムを組むことにより大きな効果を得られるものと思われるが、活用する施設が不足している。

また、従来から獣害被害に悩まされているイノシシについては、その捕獲したイノシシの肉を地域資源として活用するとともに、消費者の食についての関心が非常に高まっている状況の中で、マニュアルに基づいた処理施設の整備が求められている。

このような中、基幹産業である農林業においては、昨今の厳しい農業情勢の中で担い手不足や農用地の遊休化・耕作放棄地の拡大、森林の荒廃が進み、地域活力の低下もあいまって集落の崩壊が懸念されている。

今後の展開方向等

今後は、これまでに整備した施設等の活用を図るとともに、平成18年度に策定した飯南町総合振興計画の実践に向けて新たな産業の創造や起業が急務である。

こうした考え方に基づき、上記課題の解決に向けて次の通り取り組むものとする。

廃校を活用した都市との交流施設を整備し、森林を活用したセラピーや昔の映像等を用いた回想、町内をその一部が通過する石見銀山街道の歴史散策など地域資源を活用した都市にない癒しの空間の創出による都市交流の拡大を進めるとともに、新たな産業創造としてのいのしし処理施設の整備により、交流・定住に向けた条件整備を行う。

また、地域の主産業である農業経営の安定を目指した生産施設整備による経営の多角化の検討を行い地域農業の振興を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名（事業メニュー名）	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
飯南町	飯南町地区	地域資源活用起業支援施設（地域資源活用起業支援施設）	グランディア赤名峠	有	ニ	
飯南町	飯南町地区	地域資源活用総合交流促進施設（廃校・廃屋等改修交流施設）	飯南町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
飯南町	飯南町地区	農山漁村活性化施設整備附帯事業	グランディア赤名峠	有	

(3) 関連事業（施行規則第2条第3項）

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

都市交流施設の滞在者数の増加、特産品の販売額の増加にあたっては、従来雲南広域連合の下で連携して観光振興にあたっている雲南市、奥出雲町とも連携し、積極的なPR活動を展開するとともに、県の観光部局とも連携し、広域的な広報活動を展開することとする。具体的には、広島市内での物産展の開催や広島からのバスツアーの実施など広島市を中心とした都市農村交流の積極的な事業展開を図る。

3 活性化計画の区域

飯南町地区（島根県飯南町）	区域面積	24,284ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積24,284haのうち農林地面積は23,742haで98%を占め、総世帯数の44%が農家であり、総人口の54.5%が農家人口となっている。		
②法第3条第2号関係： 人口の減少（H12→H17で8.6%減）、高齢化比率（38.2%）から見て、活性化のためには、交流を進めることは必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係： 比較的人口が密集している区域で建築物の敷地面積割合の高い区域も存在しているが、同区域内に農家（非販売農家も含む）が混住しており、同区域を計画の区域に含めて全体の活性化を図る必要がある。		

4 市民農園に関する事項：該当なし

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項：該当なし

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

評価については、毎年島根県が実施する観光動態調査の数値により該当施設の数値を集計し検証する。
なお、観光動態調査の期間は暦年となっているため、暦年での評価を行う。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計 画 主 体 名	計 画 期 間
しまねけんいいなんちょう 島根県飯南町	平成19年～21年

<連絡先>

担当課	電話番号	F A X 番号
企画情報室	0854-76-2902	0854-76-2221

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等				増加率等の算出		
滞在者数及び宿泊者数の増加	2.70 %				計画期間(H19~21)中の滞在者数 614,290 人を 計画期間前(H16~18)の滞在者数 598,151 人で除し、 100を乗じて100を減じて算出		
事業活用活性化計画目標の設定根拠							
関連観光施設における滞在者数(単位:人)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
・道の駅頓原	77,721	48,821	42,557	42,610	42,610	42,610	
・道の駅赤来高原	63,989	86,210	99,726	99,840	99,840	99,840	
・県民の森	8,097	2,145	6,454	7,000	7,000	7,000	
・加田の湯	28,921	44,888	41,522	41,580	41,580	41,580	
・赤名観光ぼたん園	18,950	14,890	13,260	13,290	13,290	13,290	
・昭和文化伝承の館(旧小田小校舎)	0	0	0	0	0	1,170	
・交流の館(旧小田小調理室)	0	0	0	0	0	160	
計	197,678	196,954	203,519	204,320	204,320	205,650	
	計画期間前		598,151	計画期間中		614,290	
事業活用活性化計画目標	増加率等				増加率等の算出		
地域産物の販売額の増加	340.45 %				計画期間中(H19~21)の販売額 36,236 千円を 計画期間前(H16~18)の販売額 8,227 千円で除し、 100を乗じて100を減じて算出		
施設整備に伴う特産品の販売額(単位:千円)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
・イノシシ肉及び加工品売上げ額	2,442	2,630	3,155	10,222	12,947	13,067	
	計画期間前		8,227	計画期間中		36,236	

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金 要望額 (千円)	交付額 算定 交付率	交付 限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
地域資源活用起業支援施設	飯南町地区	イノシシ肉 処理施設整備	処理施設1棟、 備品ほか	H19	グランディア赤名 峠	20,179	10,089	1/2	10,089	近年、農作物へのイノシシ被害が多発し駆除にも多くの労力を要している。捕獲したイノシシは猟友会のハンター等が処理しているが、処理施設を整備し、やっかい者であるイノシシを地域資源として活用することとする。鳥根県が定めた「猪肉に係る衛生管理ガイドライン」に沿った施設とし、安全性や品質の保持に配慮した加工品の開発や食材提供を進め、地域の特産品として育てるとともに、雇用の場の創出による地域の活性化を図るものであり、活性化目標との関連がある。
農山漁村活性化 施設整備附帯事業	飯南町地区	整備した施設にお ける製造品の販路 開拓などの実施	商品開発、販路開 拓ほか	H19・20	グランディア赤名 峠	1,200	600	1/2	600	整備する「イノシシ処理施設」における製造品の商品開発や販路開拓を行い、施設整備の効果をより発揮させ、活性化計画の目標達成に欠かせないものである。
廃校・廃屋等改修交流施設	飯南町地区	廃校改修、 記録映画の保存	廃校改修:1棟 及び附帯施設	H20	飯南町	49,515	24,757	1/2	24,757	平成17年3月に廃校となった旧小田小学校を改修し、「森林セラピー」の拠点として、「昭和文化伝承の館(仮称)」として都市交流の拠点施設の整備を行うものであり、活性化目標との関連がある。 なお、この施設の上流部にある県民の森が、平成19年3月に「森林セラピー基地」として正式認定を受け、今後交流人口の大幅な増加が見込まれる。 「昭和文化伝承の館(仮称)」では、保存されている昭和初期の地域風景やまつりなどの伝統芸能を収録したフィルム(当事業でデジタル化)の上映や農具・雪具の展示を行う等団塊の世代を対象とした癒しの空間整備を行う。
						70,894	35,446		35,446	

III 優先枠を活用する事業に関する事項 : 該当なし

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	島根県飯南町		
計画期間 実施期間	H19 ~ H21 H19 ~ H20	総事業費(交付金)	70,894千円 (35,446千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	計画事業を実施することにより、都市と農村の交流が拡大され、滞在者数の増加により地域の特産品の販売額が伸びる。また、その繰り返しにより定住に結びつく事例も予想され、よって適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	飯南町の総合振興計画に描かれた町の将来像は小さな田舎(まち)からの「生命地域」宣言を基本理念とした、「いのち彩る里 飯南町」の実現である。そのため、地域の資源を有効に活用し、地域の活性化を図る取り組みにより町の将来像の具現に努める。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	地域住民からの要望を取りまとめた事業であり、地域住民との調整は十分に図っている。
事業の推進体制は確立されているか	○	いずれの施設についても事業推進の意欲があり、推進体制は確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	当該事業を活用して整備する施設による効果を基に目標値を設定しており、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	要綱第3の3の「原則として、3年以内とする。」と整合性が取れている。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	要綱・要領に定められた事業メニュー、要件類別及び要件類別ごとの要件と照らし合わせ、いずれも交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	・いずれも新たな取組である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	・旧小田小改修:実施要領運用第4の(4)のアの基準を満たしている。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	・インシシ処理施設:17年 ・旧小田小改修:当初の建設が昭和37年であることから、省令別表等による耐用年数は経過しているが、設計事務所から「構造調査の結果を見ると基礎の地盤沈下もなく状態が良く、構造材もゆがみ・腐れもなく、筋交いも適正に入っており、今後維持管理に努め漏水等が発生しなければ、今後も20年使用できる。」との報告を得ており、これにより5年以上の耐用年数はある。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	・農林水産省が定めている費用対効果算定要領により「廃校・廃屋等改修交流施設」及び「地域資源活用起業支援施設」については、投資効率を1.0とみなすことができることされている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	・上記により、1.0である。

事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	・イノシシ処理施設:計画主体(町)が指定した団体(やっかい者のイノシシを地域資源として活用し就業機会の創出を図るもので、地域の活性化に必要な団体)が事業主体 ・旧小田小改修:地域文化財の展示施設を併せ持つ森林セラピーを核とした都市交流の拠点施設で、町が事業主体
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	・いずれの施設も個人に対する交付ではなく、目的外使用のおそれもない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○	・旧小田小改修:施設を取り巻く近隣の状況を十分に踏まえた利用計画となっている。 (施設の上流部に位置する「県民の森」が「森林セラピー基地」として認定を受けたことにより、入込み客数の増加が見込まれる)
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	・イノシシ処理施設:町内で捕獲されたイノシシの処理施設であるため、近隣施設との競合はない。 ・旧小田小改修:県内外の類似施設の利用状況等を踏まえた検討を行っている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	・旧小田小改修:利用計画の検討をしている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	・イノシシ処理施設:年間の捕獲頭数、雇用計画などの検討が行われている。 ・旧小田小改修:「県民の森」との連携の計画がある。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	・イノシシ処理施設、旧小田小改修:それぞれ複数の見積書を取って設計を行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	・イノシシ処理施設:必要最小限の施設整備にとどめ、建設・整備コストの低減を図る。 ・旧小田小改修:必要最小限の改修にとどめ、建設・整備コストの低減を図る。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	・旧小田小改修:施設整備に合わせてその利用効果を高めるための記録映像の保存整備であり、必要性があり、かつ、汎用性のあるものではない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	・イノシシ処理施設:当該施設のみで必要とされるもので汎用性のあるものではない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	・イノシシ処理施設:事業主体の利便性に配慮された予定地となっている。 ・旧小田小改修:「県民の森」へのアクセス道に面した立地である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	・イノシシ処理施設:確保済み
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	・いずれも十分な検討が行われ、適正な計画ができています。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	・いずれも十分な検討が行われ、適正な計画ができています。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	・いずれも十分な検討が行われ、適正な計画ができています。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	

飯南町地区活性化計画区域図

飯南町全域を区域とする



地域資源活用起業支援施設
(イノシン食肉処理施設)
農山魚村活性化施設整備附帯事業

地域資源活用総合交流促進施設
(旧小田小 - 廃校 - 改修)

1:20,000

凡 例	
○	町界
○	市界
○	郡界
○	県界
○	国界
○	河川
○	道路
○	鉄道路線
○	主要道路
○	一般道路
○	河川
○	湖沼
○	森林
○	公園
○	学校
○	公共施設
○	商業施設
○	住宅
○	農地
○	水田
○	畑
○	雑草
○	未利用地
○	その他

